

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

### 新潟県教育委員会規則第2号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和39年新潟県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(事務の委任) <b>第1条</b> 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(9) (略) <u>(10)から(12)の2まで</u> <del>削除</del>  (13)～(22) (略)	(事務の委任) <b>第1条</b> 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(9) (略)  <u>(10) 県指定有形文化財、県指定無形文化財、県指定民俗文化財及び県指定史跡、名勝、天然記念物の指定又は指定の解除をすること。</u> <u>(11) 県指定無形文化財の保持者若しくは保持団体の認定又は認定の解除をすること。</u> <u>(11)の2 県選定保存技術の選定及び保持者又は保存団体の認定並びに選定及び認定の解除をすること。</u> <u>(12) 文化財保存地区を設定すること。</u> <u>(12)の2 史跡名勝天然記念物の仮指定の処分をすること。</u> (13)～(22) (略)

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。